

池子小学校ふれあいスクール「ミラクル」のご案内

◆ ふれあいスクール（ふれスク）とは？

池子小学校に通学しているか、池子小学校区に住んでいる小学生なら、誰でも遊べる遊びの広場です。
※就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後・長期休業中に生活の場を提供する「放課後児童クラブ（学童保育）」とは、開設目的及び事業内容が異なります。

◆ 活動日や活動時間は？

- ①月曜日から金曜日までです。土曜、日曜、祝日・年末年始等はお休みです。
- ②授業のある日 放課後から、午後5時までです。
授業のない日 午前9時から、午後5時までです。

※11月～1月に午後5時まで利用する場合は、保護者の方のお迎えをお願いしています。お迎えがない場合は、午後4時半までの利用になります。



◆ 活動の内容は？

活動の中心は「あそび」です！池子小学校1階にある、多目的教室（ふれあいスクール室）では、折り紙や工作をしたり、本を読んだりしてゆっくり過ごすことができます。また、校庭や体育館では、サッカー、なわとび、ドッジボールなどをして遊ぶことができます。

なお、学校行事や学校施設の使用状況により、活動場所は変更する場合があります。

◆ 子どもたちだけで遊ぶのですか？

子どもたちの自主性・自発性を尊重しながら、全ての子どもたちが楽しく、安心して遊べるように、パートナー（ふれあいスクールの職員）がサポートします。

なお、活動中のケガ等により医療機関を受診した場合は、原則、市が加入しているふれあいスクール参加者傷害保険の対象となります。（ふれあいスクール利用の際に、利用カードを提出しているか、利用簿へ記名していることが必要です。）

<問合せ>

ふれあいスクールは逗子市子育て支援課の事業です。
お問い合わせは直接、ふれあいスクールまでお願いいたします。

池子小学校ふれあいスクール TEL046(872)9686(ふれあいスクール直通)
(平日 13:00～17:00、長期休業日 9:00～17:00)

◆ 利用の方法は？

事前に利用登録が必要です。

放課後、一度帰宅せずに学校から直接ふれあいスクールに遊びに来る際は、利用登録に基づき事前に配布される利用カードに保護者が日付を記入したものをふれあいスクールの受付に提出してから遊びます。また、一度帰宅してからふれあいスクールへ遊びに来る際は、ふれあいスクールの利用簿に記名してから遊びます。参加費は無料です。

※特別に配慮が必要なお子さんの利用については、事前にご相談ください。

◆ 登録手続きは？

利用登録・・・申込用紙は、池子小学校ふれあいスクールで配布します。

一度登録されると卒業まで更新の必要はありません。

登録内容に変更があった場合は、ふれあいスクールへ届け出てください。

変更届の用紙はふれあいスクールにあります。

ふれあいスクールでの注意事項（ご利用の際は、お子さんと一緒に確認してください）

- 遊びに来る場合は、必ず保護者の承諾のもとでお願いします。
なお、ふれあいスクールの行き帰りの時刻は、通常の登下校時刻と異なります。行き帰りについては保護者の責任のもと、安全について十分注意するように、ご家庭で確認してください。
- 車での送迎は原則ご遠慮ください。
- ドッジボールやサッカーボール等の遊具は、ふれあいスクールで用意します。なお、来室した児童全員が安全に遊べるように、危険な遊びや危険な遊具・道具の使用は禁止します。
- 無くなると困る物（携帯ゲーム機やお金等）は、持ってこないようにしてください。
- 水分補給のための水筒等を持ってきてください。おやつは食べられません。
- 逗子市に特別警報が発令された場合、もしくは大雨（大雪）警報と併せて暴風警報が発令された場合、そのほか緊急事態が発生した場合は、閉館となります。その際、児童の安全確保のため保護者のお迎えをお願いすることがありますのでご協力ください。また、定められた開設時間にかかわらず、当日の天候等に応じて、早めに帰宅を促す場合があります。
- 小学校で学級閉鎖、学年閉鎖があった場合、そのクラスや学年の児童は利用不可となります。
- 児童の体調管理に留意していただき、体調が悪い時は無理をさせず、利用を控えるようにしてください。

◇ふれあいスクールについてはこちらでご覧になれます

逗子市ホームページ【 [トップページ](#) → [こんなときには 入園・入学](#) → [ふれあいスクール](#) 】

逗子市教育委員会 子育て支援課 青少年育成係（体験学習施設内）

TEL046(873)8581 ※火曜日を除く8:30~17:00



* 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開設内容に変更の可能性があります。

* 通常は学校長期休業時等に昼食をとることができますが、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、水分補給を除く飲食は禁止としています。

◆ 新1年生の登録手続きは？

新1年生へは、入学式以降に学校を通じて「登録届出書」及び「児童調査票(両面)」を配布します。次のいずれの利用方法であっても登録届出書等の提出が必要です。

* 学校から直接利用する場合

登録届出書等をふれあいスクールへご提出いただくと、4月20日(木)より、学校から直接ふれあいスクールを利用することができます。登録届出書等と引き換えに「利用カード」をお渡ししますので、直接利用される際は、利用カードをお子さんに持たせてください。

原則、一度登録されると卒業まで更新の必要はありません。

(登録内容に変更があった場合は、ふれあいスクールへ届け出てください。)



* 放課後一度帰宅してから利用する場合

入学式以降、登録届出書等をご提出いただければ利用することができます。

利用カードを提出する必要はありません。

* 学校休業日に自宅から利用する場合

4月3日(月)当初からふれあいスクールの利用を希望する場合は、ふれあいスクールから個別に登録届出書等を取り寄せ、3月6日(月)から3月24日(金)までの間に登録届出書等を提出してください。

(市役所ホームページからもダウンロードできます。)

利用カードを提出する必要はありません。



※登録届出書等は、ふれあいスクールへ直接提出してください。

※特別に配慮が必要なお子さんの利用については、事前にご相談ください。

※入学当初、お子さんがふれあいスクールから安全に帰宅する習慣が身につくまで、できる限り4月中はふれあいスクールへお迎えに来てくださいますようお願いいたします。

<問合せ>

池子小学校ふれあいスクール

Tel046(872)9686(ふれあいスクール直通)

(平日 13:00~17:00、長期休業日 9:00~17:00)

Tel090(7280)3900

(こちらの番号につきましては、ふれあいスクール室内の電話状況が安定していないため、圏外となることが多いので、緊急時のみの使用となります。)

逗子市教育委員会 子育て支援課 青少年育成係(体験学習施設内)

Tel046(873)8581 ※火曜日を除く8:30~17:00